

## プラスチック類中間処理業務について

年 月	内 容
令和7年2月	<p>審議会の諮問・答申を受け、令和7年2月に「プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針」方針を策定。</p> <p>この方針の中では、本市が行うプラスチック類の分別収集及び再商品化の具体的な内容や手法として、以下3点が明記されています。</p> <p>①<b>収集運搬の方法と形態について</b> 集積場所でのステーション収集を週1回の頻度で行い、今後、有料指定ごみ袋と併せて検討していくこと。</p> <p>②<b>収集対象品目について</b> プラスチック素材100%のものを前提に詳細を決定していくこと。</p> <p>③<b>中間処理の形態について</b> 民間事業者へ委託することとし、再商品化の事業スキームについては、プラスチック資源循環促進法第32条と同法第33条に基づくスキームのいずれの手法であっても実施の可能性があるため、「法第32条スキームまたは法第33条スキームで実施する」と定め、今後、収集対象品目の検討や民間事業者との対話等を進め、本市に最適な再商品化手法を決定すること。</p>
令和7年4月～8月上旬	<p>各事業者（32条・33条対応）より事業説明を受けるとともに関係機関等からの意見を伺い、本市で対応できる処理方法を検討。</p>
令和7年8月下旬	<p>スキームの方針決定</p> <p>①<b>収集運搬の方法と形態について</b> 集積場所でのステーション収集を週1回の頻度で行い、今後、有料指定ごみ袋と併せて検討していくこと。</p> <p>②<b>収集対象品目について</b> 「プラスチック素材100%のもの」とする。</p> <p>③<b>中間処理の形態について</b> 法第32条スキームでの事業開始を決定。</p>
令和7年9月下旬～12月下旬	<p>令和8年度以降の予算要求及び市議会の承認</p>
令和7年12月下旬～	<p>入札に関する事務を処理中</p>